

第5回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年3月13日(火)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

碓山俊光, 渋谷悦子, 下岡範男, 下津克広, 竹中史朗, 田中長一, 松井徳之,
森川恵子, 門田幸太郎, 脇田喜智夫, 野島光博, 井土正明, 那須 彰

(事務担当者等)

渡辺 淳, 有田 馨, 巽 信裕, 中村壽章, 神野 章, 井上博雄, 大槻信夫,
加瀬大介

4 議題

調停制度について

5 議事

(発言者: 委員長, 井土委員, 井土委員を除く委員, 事務担当者等)

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 調停制度について

ア 渡辺淳京都簡易裁判所判事から, 調停制度の概要について説明

イ 模擬調停の実演

ウ 意見交換

調停制度の概要説明及び模擬調停をご覧いただいた。それでは, 委員の皆様方のそれぞれの立場から, 調停制度についてのご意見, 御質問そのほか率直なご意見をお聞かせいただきたい。

ここからは、日ごろ調停事件の運営に専ら携わっている井土委員にも進行に加わっていただく。

調停制度の概要説明及び模擬調停により、調停は裁判官だけではなくて、むしろ調停委員が非常に主体的に調停に加わっておるという状況をご覧いただいたと思うが、皆様方のご意見を伺いたい。

調停委員の役割が非常に大きい、すごく大変なものだと感じた。

調停委員は、法律的ないろんな研鑽なども随分積んだ上で、調停に当たるのか、また、模擬裁判では、途中で裁判官が調停の席から中座していたが、実際の調停もそういう形でなされるのか、2点伺いたい。

調停委員は、調停手続において極めて重要な役割を占めている。真の意味の主体は当事者であるが、当事者双方は対立関係にある。そこをうまく合意にまで導く重大な責任は裁判所側にあって、その中で調停委員が実質的に力を発揮している。

調停委員は、年齢40歳以上、70歳以下ということが1つの基準になっている。

調停委員の研鑽としては、新たに選ばれた調停委員に対しては、選ばれたときに、1日間の日程で新任調停委員研修を行っている。また、全国の裁判所では、毎年研究会を開催している。京都では、京都地裁管内にある幾つかの簡易裁判所で、地域毎に分けて行っている。

それ以外に、調停委員が組織している調停協会でも、自主研修を行っている。

ただ、調停委員は、色々な立場での社会経験が豊かで、人間関係について元々固有の力を持っておられる。研修は、委員一人一人が持っている力を発揮するための整備に過ぎず、基本的には、委員が持っている力をどのように調停の中で出していただくかという観点で、法的な面と調停運営の技法の面と両方から、説明をしたり、ケース研究、実例を出して研究していただいて

いる。

裁判官は実際の調停でも中座しているのかとの御質問については、そのとおりである。裁判官はいつも幾つかの事件を並行して担当しているため、特定の1つに最初から最後まで従事することができず、中座するのが現実である。他方、調停委員は、指定を受けた事件については午前中いっぱい1つの事件のみである。2つの事件を並行してすることはない。当事者からすると、調停委員は貸切である。

これは、裁判官不在の調停という批判を招きやすい面もあるが、反面、調停委員が自分の力を発揮して調停運営をしているという意味では、裁判官がいなくてもできる程度の力量は持っておられる。裁判官は、要所要所で調停に出席し、また、調停委員と、事件の内容を評議し、進行について検討している。

裁判官の判断と調停の結果とが食い違うことはないのか。

調停委員会は、調停主任裁判官1名と、その指定を受けた調停委員2名以上から構成される。最少の場合、裁判官1人と調停委員2人の3人で調停委員会を構成し、その3人の評議で決めるので、2対1になることはあり得る。私も、先週評議で負けた。ただし、議論をすることで、3人の意見は一致することがほとんどである。

裁判官が中座していることで、調停での微妙なニュアンスが分からないこともあるのではないか。

調停委員は、当事者と対面・貸切であるが、裁判官はあちこちで報告を受けて評議をしているため、認識の違いが起こることはあり得る。そのようなとき、事実そのものについては調停委員の方が詳しいと思う。

私は50歳のときから調停委員をしている。調停委員は法律の専門家ではないので、分からないことは主任裁判官に相談して、一步一步調停を進めている。あくまでも当事者間の合意であることをいつも強調して、訴訟ではな

いから気楽に，そして言い分をしっかりとっていただき，その末に合意をしていただくのが，調停委員の役目である。そのことを踏まえて申立人・相手方の立場になって解決するようにしている。

法的判断の側面では，どちらかといえば裁判官の意見の方が強いように思う。

しかし，調停の中では，一連の法的事実関係等だけではなく，当事者の気持ちや希望など，色々なものが現れ，それについては調停委員の方が真っ正面から受け止めている。その関係で裁判官よりも調停委員の判断の方が強いこともある。

そういう意味では，調停委員会は，役割分担というか，調停委員が強く裁判官に説明する場面と，裁判官が「法的にはこうである。」という説明をする場面があって，委員会がまとまっていく。機能としては結構違うところがあるかもしれない。

調停事件の中には，医事紛争，建築関係の紛争，計算関係が非常にやっかいな金利の関係といった，複雑な，いわば非常に専門性に富んだ事件もある。そういった場合に，裁判所では，専門的な知識を要する事件を処理するために，専門家の調停委員の方々も人材として確保していく必要があり，その手当ての工夫も考えてきた。調停委員の中には，医師，建築士，不動産鑑定士，弁護士といった専門家もいる。

調停委員は，公募するわけではないようだが，どのような形で選ばれていくのか。

調停委員の任命権者は最高裁判所であるが，いきなり最高裁判所が候補者を選んでいくのではなく，民事調停委員の場合は各地方裁判所所，家事調停委員の場合は家庭裁判所が準備している。

公募については，掲示板や，裁判所のホームページの中で，募集しているといった掲示は，裁判所ではしていないと思う。

しかし、推薦人がないと応募を受け付けないということではない。「調停委員になりたい」という申出があれば、裁判所では、履歴書その他申出の用紙をお渡しして、いつでも門戸は広げている。選考の期間に間に合えばその時期に受け付け、その時期に遅れたものは来期の申込みとして対応している。現に、推薦のない方であっても、当庁での面接その他の手続を経て、採用されている方も存在する。

専門家の調停委員については、建築士協会や不動産鑑定士協会に推薦依頼をすることもある。一方、自分から調停委員になりたいということで申し込まれた方や、調停委員から話を聞いたということで来られる方もいる。ただ、裁判所から宣伝まではしていないのが現状である。公募については、今後またいろいろ検討していく1つの問題と思われる。

模擬調停では、交通事故の過失割合について、調停の場では、保険会社は7：3と言っているという話が出ていたが、調停期日の後に、警察の調書を取り寄せることになって、最終的に8：2になった。調停にならずに、話し合いの場で保険会社が過失割合を言って、そのまま示談で終わるケースも多いと思うが、警察の調書で過失割合に影響が出るようなことはあるか。

また、模擬調停では、道を横切っている途中で自動車にはねられた、それが横断歩道上か15メートル離れていたかの言い分が違っていたが、横断禁止だったかどうかも知りたかった。

申し立てられた交通事故に関する損害賠償の調停の中には、当事者間で示談できなかったケースもある。裁判所としては、双方から話を聞いた上で、双方の話の食い違う点を検討することになる。そして、事故形態、事故原因についての認識が違うことが明らかになったときに、当事者双方から聞いた事情でどちらが正しいかと思われることもあるが、交通事故の場合は、事故後、比較的早い間に、警察や検察庁により、実況見分や写真撮影等の取調べがされていることがある。そして、裁判所で罰金の裁判で確定しているこ

ともある。そういう場合は、裁判所で刑事記録を取り寄せたり、代理人弁護士の方で検察庁で記録を謄写して提出してくることもある。

このように、裁判所では、事故から比較的早い時期の証拠を集めて、事故の状況はどうだったかということも考える。

横断歩道以外のところは横断禁止になっているかどうかについては、実況見分調書を検察庁から取り寄せれば、その中に横断禁止かどうかの記載は当然あると思われる。模擬調停では話題にならなかったが、調停委員会も当事者も、お互いその点も認識した上で調停が行われると思われる。

もし横断禁止になっていたら、酔って横断歩道でないところで歩いた被害者の方に、より大きな過失があると思った。

ところで、東京のお堀の近くの大きな通りに、赤で横断禁止と書いてあったが、それより大きく「ここを横断すれば保険が出ません」と看板に書いてあったが、この記載に意味はあるのか。

それは警告文言であって、実際に保険金が出るかどうかは、当事者と、保険金については保険会社の判断なので、その看板だけでは決まらない。

保険会社は、事故があると、常に調停や警察の前に出てくることが多いが、これは間違いというわけではないのか。

間違いではない。模擬調停でも保険会社の社員が出てきていた。しかし、それは実質的な点を確認するために来ているものであって、正式の調停当事者ではない。

ただ、調停で話合いができて、保険会社の確認がなければ実際の支払が困難になるので、そういう意味で交通事故の場合には保険会社にも関与させている。

しかし、当事者ではないので、保険会社の意見のみで調停の行く末が決まるものではない。当事者の意向が第一で、それを踏まえて、保険会社には保険金から払うなら払うと言ってもらえばいいし、保険金はおりないが、当事

者が自腹を切っても払うと言うならば、それでも調停は成立することになる。そういう意味で、保険会社も関与させる方がいいが、保険会社だけで物事を決めるのは問題である。

模擬調停では、初め申立人は2000万円を要求していたのが、最後は300万何がしで話合いがまとまったが、大きな額の違いをまとめるのは大変なことではないか。

当事者の気持ちと実際の請求・主張との間にはかなりの違いがある。特に被害者の立場の人は、精神的にも肉体的にも色々不便を受けているので、何千万円払ってほしいと言う人は決して珍しくない。これは、被害感情の現れとして、調停委員も調停主任裁判官も素直に聞かなければいけないと思う。しかし、相手方もある話で、被害感情から2000万円だと言われても、それで世の中がまとまっていくとも思わない、被害感情としてはそうだけれども、この事件の解決としてそれをいつまでも主張してもらちが明かないということも、ちょっと話合いをすれば分かると思う。

調停委員は、検察官と両弁護士役割の両方をしているわけで、大変ご苦労だということを知った。

損害額が幾らかということは、出された資料や聞いた話を元に、極端な言い方をすれば事実認定であって、素人の方が全くできないかということ、決してそうではない。

裁判員制度の話と同様、事実認定というのは普通の健全な常識を持っている人であれば、大体のことはできるはずである。

調停委員には、社会経験をきちんと積まれた豊富な常識、良識を持っている人になっていただいている。健全な常識に基づいて判断すれば、大体の事実認定はできるだろうということで、調停をしていただいている。

ただ、過失割合や過失相殺がどうなるかという問題については、過去の例も踏まえて判断することになり、最高裁との判例との関係も調べることにな

り、若干裁判官の力を借りる、あるいは裁判官の意見を聞いて方針を固めるということは必要かも知れない。

裁判官が調停を中座することを聞いた瞬間、ショックを受けた。調停を受ける側にとっては、中座されることで、我々の事案はそんな大した問題ではないのかといったネガティブな受け取り方をされることはないか、「おまえたちよろしくやれ」といった非常に悪い解釈にもなってしまうのではないかと思った。

中座するについて、当事者にあらかじめの説明はされているのか。

弁護士としては、裁判官は中座するものだということで長年やっているもので、特に違和感はなく、また、調停の当事者からその点について疑問を出されたこともない。それが一般的な捉え方だと思う。

ただ、裁判官の中には、全件についてほかの調停委員と一緒に3人である方も、大変珍しいがいないわけではない。そして、よい成果も収めているということも聞いている。

事件の内容を見て判断することになるとは思うが、複雑な事件あるいは裁判官が多少つき合うことによってスムーズに進みそうな事件については、できる限り裁判官の方にも同席していただけるといいと思う。

ただ、現状では裁判官の数もそんなに多くないという状況もあって、大変皆さんお忙しくされている。弁護士の立場からは不可能なことは要求できない。ただ、ポイントを決めてずっと立ち会っていただけると大変ありがたいと思う。

調停委員は、1件につき2人がその事件のみ専従する。一方、裁判官は、午前中に少なくとも3件、多ければ8件も9件も入っているので、1件に集中してしまうと、残りの事件には一切関わり合いができないことになってしまう。それで、山場で行くか、連絡があったときに行くか、成立・不成立の終局で行くかということになっている。模擬調停のように、最初の調停の始

まりのときに、双方当事者に同席してもらい、そのときに裁判官からあいさつを兼ねて説明する方法もあるが、実際には、当事者双方が定刻にそろわず、実行不可能になることもしばしばある。

それで、必要な山場で調停委員から連絡を受けて、調停委員2人と裁判官3人で調停作業をする。それは大抵説得の場面である。最初の事情聴取のときはまだ山場ではないので、その段階では裁判官は行かないことが多い。

また、調停の最後、成立、不成立のときも、裁判官は行かないといけないことになっている。

結局、裁判官は、具体的事件の進行状況に対応する中で大切なときに行くことになる。

なお、事件の内容を見ながら必要なときは常時立ち会うべきとの指摘については、趣旨としてはそのつもりでやっているが、具体的な場面で選別を誤ることはあるので、必ずしも十分とは言えない。

当事者には必ずしも納得いただいていないかもしれないが、自分の事件だけ裁判官が来ないのでなくて、ほかの事件にも来ないという認識であれば、自分の事件だけが特に冷遇されているとは受け止められていないように感じる。

法の精神からすれば、当然裁判官も行くべきことになるだろうが、実際問題としては、それだけのゆとりがないということです。

裁判官不在の調停といった批判を一時受けたことがある。それは、初めと終わりだけ裁判官が出て行って、実質的な評議も何もしていないのではないかという認識が、おそらく根底にあるのだと思う。また、批判が一部当たっていた面もあるいはあるのかもしれない。

ただ、今では、そのような批判を受けないよう、調停を運営しないとけないという認識はきちんと持っており、評議を充実させるとか、ポイントポイントで裁判官と調停委員とが意見交換をして、適正な結論を出していくと

いう努力は最大限しているつもりである。

ただ、当事者が「あれっ」というふうに受け止めてしまうのではないかと
いうご指摘は、非常に貴重なご指摘だと思う。我々としても、例えば一番初
めに「こういう実情なので、調停主任裁判官は一旦席を離れるが、よろしい
ですね。」ということによって了解を得るとか、「絶対裁判官がいてもらわないと
困る」という当事者が、場合によってはいるかもしれないので、無用な誤解
を生まないような、批判を受けないような細かい気配りはしていかないとい
けないと思う。ルーチンワークで、裁判官はいないものだといった感じで、
ぐるぐる回していくというやり方は、もう少し考えた方がいいのかという気
もする。

調停委員は、甲乙の合意を成立をさせようと思って調停するわけであるが、
甲乙の力関係というか、頭の善し悪しで不合理な調停をしてしまうことはな
いか。例えば、賠償金が100万で済むものを1000万の合意で成立させ
てしまったり、明らかに法的におかしいといった合意に至った場合に、公正
に見てそれを調整する何かがあるのか。

それから、交通事故の場合、保険会社は、被害者と対応してもらったら困
るということをもっと言う。そのような場合、本人が直接被害者にお見
舞いに行ってもらっては困るという話があるので行かなかったということに
なれば、調停になったときに、非常に不利にならないか。

それから、横断歩道を渡って車にはねられたときの被害者の過失について、
酒を飲んただけでも過失責任はあるのか、例えば、酒を飲んで横断歩道を
渡る時に、左右を見て手を挙げて渡った場合にはねられた場合、過失責任
が問われることがあるか。

以上の3点について伺いたい。

不合理な調停を成立されるおそれについては、あると思う。ただ、実際には、
調停委員と裁判官とで密接に評議をし、調停の進め方及び最終成立の内

容についてきちんと評議することで、チェックしようと思っている。

ただ、具体的に何が不合理かは必ずしも一致しない。例えば、長屋の家主がマンションを建てるために、賃貸借契約を合意解除して賃借人に立ち退いてもらいたいといったケースについてみると、借家人はそれぞれ希望、考え方が違うため、要求が違ってくる。200万円でもいいから早くもらって早く出たいという人もいれば、立ち退く義務はないとか、2000万円は必要だという人もいる。裁判所は、できれば立ち退き料を同じ金額にして調停したいという考えるが、当事者の希望を考えると、公平だけでは事案の解決ができないところがある。借地借家法で借家人というのは非常に保護されており、その保護が台無しになるような解決はよくないと思っはいるが、具体的な場面でどうすべきかということになると、実際は非常に悩みが多い。

裁判官と調停委員で何度も協議し、そして裁判所側の意向も当事者に伝えて、立退料のアップを図りながら、しかし早く出たいという人には、低い金額で解決している実情の中で、公正な調停というのはどういうものかについて、日ごろの調停の中で悩んでいるところである。

交通事故の慰謝料の額などについても、事案ごとにある程度のばらつきがあるのは避けられないところである。

他方、交通事故の過失割合については、裁判実務では、判決、調停を通じての一般的な過失割合の基準があり、それは保険会社も尊重してくれている。極端な違いがないように私たちとしては気をつけているつもりであるが、悩みが尽きない。

調停条項案は、当事者に提示する前に、調停委員2人で概ねまとめて、裁判官と相談して作成されると思うが、当事者に提示したときに、これでは困ると言われることもあるのではないかと。

手直しを迫られることは、しばしばある。しかし、裁判所が出した調停案を頻繁に大幅に手直しするようでは、信用を失ってしまう。手直しはするが、

大筋はあまり変えないようにする。金額を少し変えたり，支払期限を先に延ばしたり，分割払いにするなど，いろいろ工夫するが，金額が極端に変わるようなことはしないように努力している。

保険会社から，被害者には保険会社が直接交渉するから加害者が直接出てはいけないと言われて，直接対応しなかったことから，被害者から加害者は誠意がないと言われて，不利にならないかとの御質問であるが，感情的にしこりが残ることはあると思う。しかし，調停の際には，双方から不満を出していただき，なぜきちんとあいさつしなかったのかというような話もする。そして，保険会社から直接交渉はしないでほしいと言われていたので，加害者としては積極的にしなかったというような話を伝えることもある。そうすることで，けしからんと思いつつも仕方がないということで，被害者側に納得いただけることもある。

御質問のようなことが，調停の結論に影響することは比較的少ないと思われる。ただ，経過では確かに感情を害したり，それを修復するために調停が手間取ったりすることはしばしばある。そのようなとき，調停では，あなたも苦労したね，大変でしたねという相づちを打って，それで皆さんの傷を癒しておるのが現実である。裁判官は，職業上法廷では相づちが打つことができない。しかし，調停で個別に聞くときは，あなたも大変でしたねと言うことができる。それで，そうか，分かってくれたかということで，話がまとまっていく。それは調停のすばらしいところだと思う。

酒を飲んで道路を渡ったら責任があるのかという点については，酒を飲んだことが事故に原因があると思われたら，責任は増えることになる。一方，突発的な事故で酒を飲んだことと関係がなかったら，責任はないということになる。

横断歩道でないところを渡ったということには，酒を飲んだことによる注意力散漫があるのではないかという疑いはある。ある程度不利な判断を受け

るのはやむを得ないと思われる。

酒を飲んで注意散漫ということは、横断歩道から外れて歩いたということか。

そうである。

調停と訴訟の件数が増加していることについて、今後も件数は増えていく可能性があると思う。民事調停にしる家事調停にしる、いろいろなトラブルが起こったときに確実に訴訟につながるという社会に、これから日本の社会もなっていくのではないかと思う。

事件数が増えれば増えるほど、調停委員の数を増やしていかなければならない。専門的な知識なども要求されているし、これからの社会が複雑多岐になっている。裁判官は、人数が少ないし、いろんな裁判を担当しなければならない。また、調停委員は、1件につき二人が、事件が終了するまでは専門的にしなければならない。今日、調停委員の仕事を見て、非常に大変な仕事だと感じたわけだが、これからの社会で件数が増えれば増えるほど、本当に現在の調停委員が専門的な部分で賄い切れるのかと思った。いろいろな分野で専門知識豊富な方や経験豊富な方を賄っているけれども、今までのものとは全然違った事件やいろんなトラブルが起こってきたときに、どう考えていくのかということに危惧したり、現在の調停の仕組みに対して感じた。

特定調停制度ができてから、調停事件数がぐっと伸びたのは事実であるが、最近はまだ下降気味である。将来どうなるかについては計りかねるが、調停事件数は、17、18年と全国的にすっと落ちた。一方、民事訴訟事件はずっと高値安定という状況である。

御指摘は、法律の専門家で訴訟事件や調停事件を主任裁判官として担当する裁判官の数はどうなのか、あるいは調停委員の数や質の確保をどうしたらいいかというものであり、これは非常に難しい問題である。ただ、その数が首が回らない状態かということになると、必ずしもそうとも言えない状況で

ある。

調停委員は、1つの調停を始める前に、事前に必ず調停委員2人で相談し、分からないことは裁判官に相談してからスタートを切るようにしている。そして、1回目が終わったら経過報告をするし、毎回経過報告をして、次回に遺憾のないように取り計らっているつもりである。

裁判官が毎回調停に入ることについては、私は調停委員をしていて、それでは調停の特色があまり出ないと思う。必要なときに裁判官に相談もし、立ち会っていただき、裁判官の意見を重視しながら調停を進めていくというのが調停制度のよいところであって、申立人も相手方も十分に腹のうちを私たちに伝えていただいて、和やかなうちに問題を解決していくという調停の良さが生きるのではないかと思う。

当事者間の力関係については、特別な方だから金額が多いといったことは決してないし、過失割合の査定についても基準の表もあるので、突出したようなことには、私は出会ったことがない。

消費生活科学センターにおける消費者からの相談で、年間を通じて今2番目に多い相談に分類されるのは、多重債務やサラ金やヤミ金に関する相談である。

消費生活科学センターでは、契約関係であれば、消費生活相談員があっせんまでする場合もある。先程見た模擬調停と大変よく似た形で、話し合いで互いの主張も状況も加味しながら合意点を見つけるという仕事もしながら、消費生活相談をしている。

しかし、特定調停についての相談は、契約関係ではない。多重債務に関しては相談員が入るようなすき間がないので、一番には弁護士会かクレジット・サラ金相談とかそういうような窓口を紹介して、早くご相談して債務を整理してもらいたいというアドバイスをしているが、中には弁護士のところには行かないという方もいる。そういう場合に、特定調停を自分で申し立てた

いという方もいる。

そこで、代理人なしで特定調停を申し立てる割合はどれくらいあるか、またそれは可能かどうかをお尋ねしたい。

特定調停の申立ては、代理人がなくても、本人だけであることができる。

特定調停は、ほぼ99%が代理人なしの申立てである。

特定調停は、破綻する前の人を対象で、債権を利息制限法で引き直して債権額を確定し、債務者の方の収入と支出を差し引いた弁済に回せるお金はどのくらいあるかを確定したうえで、債権者と交渉しながら具体的な返済方法を定めていくという手続である。したがって、特に代理人、弁護士や司法書士さんに依頼しなくても、申立ては素人でも十分できる。

直接裁判所の窓口に来ていただければ、申立用紙その他は裁判所で用意しており、これに所要事項を書いていただくことで、申立て自体はできる。申立手数料や郵便切手などを納めていただく必要があるが、申立て自体については、大部分の方が代理人なし、司法書士なし、弁護士なしで行われている。

ただし、特定調停で解決できるような事案かどうかという判断をする必要がある。これは、最終的には裁判所の調停委員会で決めていくことになるが、申し立てる前に一度、弁護士会がしているクレジット・サラ金相談に行かれた上で、この事案は特定調停でやれるとか、この事案は自己破産でないとダメだとか、あるいは給与所得者再生事件でやれる可能性があるとかの判断を受けるのがよいこともある。そういった実質的な判断ができるのは弁護士会の法律相談が一番適していると思われる。

弁護士会でしているサラ金関係の相談センターは、無料であるので特に敷居も高くない。夜間でも駅前で行っているのでも、どんどん来ていただきたらと思っている。

内容的なことは一度クレジット・サラ金相談に行って、この事案は特定調停でいけるということになると、裁判所に来られた後の手続はわりあいスッ

と進むことになる。一方、特定調停では無理なケースについて、特定調停を申し立てたいと言われても、裁判所の窓口で「それは難しいです」という返事をせざるを得ず、それで当事者と関係がぎくしゃくすることがある。説明は難しいが、特定調停に親しむ事案とそうでない事案というのがある。

裁判所に来ていただくことはもちろん構わないし、裁判所では極力うまく解決できるよう努力しているが、窓口ではなかなか内容にまでは審査できないことをご理解願いたい。

消費生活センターでは、直接裁判所を紹介することは少ない。相談員が聞いた上で、クレジット・サラ金相談で紹介するというようなことが通常である。

調停で、双方の合意を得るために色々な状況で提案していく中で、誘導されるようなことがないのか、説得された中での合意があって、後でもめることもあるのではないかと思っていた。過失割合のようにかっちりしたデータを持ったうえで話されているものは良いが、かっちりしたデータがない事例で、「一般的にこうである」とか「世間常識で見たらこんなものではないか」などといった話をされて、調停が終わった後に、やはり納得いかないとか、他の人から2割ではなく3割だと言われて、調停委員に対する恨みを持つ方もいるのではないかと思っていた。しかし、本日の話を聞いて、そのようなことはないと感じた。

双方、相手方も理解した中で、判断がされるということ、これは本当に理想である。また、調停申立件数がここ数年減ってきているということが、日本もアメリカ社会になっていくという方向になるのであれば、ちょっと寂しいと思う。

民事調停においてもいろんな事案が申し立てられると思うが、それに一番適した方を調停委員として指定しているのか、また、いろいろな事案があることを考えて、その事件に当たる調停委員の選任もされているかについて、

伺いたい。

どの調停委員を指定するかについては、裁判官の判断事項になる。専門分野の調停委員は、弁護士、司法書士以外に、医師、建築士、不動産鑑定士、公認会計士等を用意しており、その種の事件には専門分野の調停委員を1人は指定し、もう1人は一般的な調停委員を相委員とし、2人で組になっていたのが実情である。

また、専門知識が必要ないような、一般的な隣人紛争などについては、一般の委員2人を指定しているが、指定する際には、経験のある委員と比較的まだ経験の浅い人の組み合わせなど、その事件の解決に必要なこと、そして、調停委員が経験を積むことなども考えている。事件をどう解決するか、それに適した委員は誰かということを考えて、指定している。

もっとも、専門家なるもの、例えば医者については、当庁に10人くらい委員がいるが、外科、内科、麻酔科などいろいろな専門分野がある。申立てを受けた事件は外科だと思って、外科専門の委員を指定したが、話を聞いているうちに、むしろ内科的な判断の方が必要だったということが分かって、専門委員の指定が必ずしも適切でなかったような場面がないわけではないが、専門的な事件には極力専門的な委員を指定し、一般の事件には一般の事件として経験のある調停委員を指定するようにしている。

調停を経験していて、訴訟より調停の方が非常にいいというケースがある。過去に経験した建築紛争の事件では、古い立派な屋敷を移築した際に数百箇所の瑕疵が見つかったと、申立人側は主張していた。それで、調停委員に建築関係の方になっていただき、しかも当事者と一緒に現場に行って、数百箇所の瑕疵を調停委員2人に見ていただき、全部について双方の意見を出して、食い違いがあるところについては意見をいただくということで、非常にうまく解決した。仮に裁判でやったとしたら、何年掛かるか分からないという事案だった。

そういった関係では、事件によると思うが、できれば調停委員には現場と一緒に行っていただきたい。言葉で説明すると非常に難しいというものがある。例えば、左官の壁の塗り方を幾ら写真で撮っても、これは見てもらうしかないというものがある。交通事故でもそのようなものがあるかも知れない。百聞は一見に如かずということで、色々な問題はあると思うが、行くだけで問題が解決するというものもあると思う。

また、私には、調停委員には、非常にいい方と、そうじゃない方、要するに当たり外れがかなり激しいのではないかという実感がある。調停を受ける当事者の側からいうと、調停委員が相手に肩入れしてるのではないかという猜疑心とか不信感を持たれる方がいる。調停は話し合いであるから、一旦依頼者が不信感を持つと、話し合いでまとめることは非常に難しくなる。

そして、調停委員のほんのちょっとした質問の仕方や対応の仕方で防げる問題も多いと思う。また、これは弁護士の調停委員も含めてであるが、非常に居丈高に振る舞われる方がいる。

これについては、まず、アンケートではちょっと堅いかも知れないが、感想程度で結構なので、調停委員に対して、このような感想もあるよとフィードバックすることはできないか。本人がそれに気付かずにやっていることが非常に多いんじゃないかと思うし、これによってかなり調停に対する信頼が高まるように思う。

もう一つは技術である。話し合いをまとめる、主体的に当事者自身が問題を解決する、問題を共有してどう解決するかということを考えようというのが調停の一番の利点だと思う。そのためには、先程話があったように、誘導されてるのではないかと当事者に思われてしまうとまずい。むしろ自分の問題として背負う、調停委員自身も両当事者と一緒に問題を共有する、それで解決の道筋を一緒に考える、これは技術の側面も非常に高いと思う。そういう技術、スキルについて、調停委員の研修等で意識的に取り入れていただくと

一層調停制度は発展するのではないかと思う。

調停委員の研究会，研修会は，まさに今話されたスキルアップをするために行っているものである。この研修態勢をさらに充実させていく必要性が大きいということは，まさにご指摘のとおりだと思う。実際に調停を利用していただいた当事者の方がどういった意見，感想を持ったかを吸い上げる方法についても，今後十分検討していく必要がある問題だと思う。

調停制度の説明を，裁判員制度とダブらせて聞いていた。裁判員と調停委員の選任ということ考えたときに，調停委員に比べると裁判員の方がその選任の対象のすそ野が広い。そういう意味では，今後，裁判員の選任ということは大きな問題になってくるだろうという気がしている。

また，先程も話に出たが，事実認定に関しては，裁判員模擬裁判や，検察庁ではモニター委員に法廷に入ってもらって，いろいろモニター委員からも意見を聞いているが，争いのある刑事事件についての感想を聞くにつけ，事実認定力というか，我々と同じ感覚で事実認定されている気がする。調停委員の制度と裁判員制度は，そういう意味では共通する問題があると思った。

(4) 次回のテーマ等

学識経験者委員から裁判所や委員会に対する意見や感想を述べてもらうほか，後日，テーマの候補を提案する。

開催日は7月中旬ころとし，後日，日程調整を行う。

(5) 閉会